

目次

第8節 商務流通保安グループ	334
流通・物流政策	334
1. 流通政策	334
1. 1. 概要	334
1. 2. データの利活用	334
1. 3. 製・配・販の取組	334
1. 4. プレミアムフライデーの推進	334
1. 5. 流通業の海外展開	335
1. 6. 買物弱者対策	335
1. 7. 大規模小売店舗立地法	335
1. 8. 外国人旅行者等消費税免税制度	336
2. 物流効率化	336
2. 1. 概要	336
2. 2. 「総合物流施策大綱（2017年度-2020年度）」の策定に向けた取り組み	337
2. 3. 次世代物流システム構築事業	337
2. 4. 海外における物流人材育成	337
2. 5. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化	337
商取引政策	338
1. 取引信用行政	338
1. 1. 概要	338
1. 2. 審議会の開催及び割賦販売法の改正	338
1. 3. クレジット産業の動向について	338
1. 4. 前払式特定取引業の動向について	339
1. 5. リース産業の動向について	339
1. 6. 被災中小企業復興支援リース補助事業について	339
2. 商品先物行政	339
2. 1. 商品先物取引について	339
2. 2. 商品投資事業について	340
消費者政策	340
1. 消費者行政	340
1. 1. 特定商取引法	340
1. 2. その他の消費者関連施策	341
2. 消費者相談	341
3. 製品安全行政の積極的な推進	341
3. 1. 重大製品事故等の情報について	341

3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行	342
3. 3. 電気用品・ガス用品の技術基準体系の性能規定化	342
3. 4. 規制対象製品の追加、見直し	342
3. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度	342
3. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進	343
3. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動	343
3. 8. 製品分野における国際協力の推進	344
国際博覧会出展事業	344
1. 2017年アスタナ国際博覧会への参加	344
2. 2025年国際博覧会の大阪・関西誘致	344
産業保安	345
1. 概要	345
2. 高圧ガスの保安	345
2. 1. 高圧ガス保安に関する取組	345
2. 2. 2016年の事故の状況	345
2. 3. 審議会の開催状況	346
2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰	346
3. 火薬類の保安	346
3. 1. 火薬類保安に関する取組	346
3. 2. 2016年の事故の状況及び対策	346
3. 3. 審議会の開催状況	347
3. 4. 火薬類保安経済産業大臣表彰	347
4. 電力の保安	347
4. 1. 電力の保安に関する取組	347
4. 2. 審議会の開催状況	348
4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰	349
5. 都市ガス及び熱供給の保安	349
5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組	349
5. 2. 2016年の事故の状況及び対策	349
5. 3. 審議会の開催状況	350
5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰	350
6. 液化石油ガスの保安	350
6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組	350
6. 2. 2016年の事故の状況及び対策	351
6. 3. 審議会の開催状況	352
6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議	352
7. 鉱山の保安	352
7. 1. 鉱山の保安に関する取組	352
7. 2. 2016年の災害の状況及び対策	353
7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況	354

7. 4. 全国鉱山保安表彰	354
8. 産業保安監督部	354
8. 1. 北海道産業保安監督部	354
8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	356
8. 3. 関東東北産業保安監督部	357
8. 4. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	359
8. 5. 中国四国産業保安監督部	360
8. 6. 中国四国産業保安監督部四国支部	362
8. 7. 九州産業保安監督部	363
8. 8. 那覇産業保安監督事務所	365

第8節 商務流通保安グループ

流通・物流政策

1. 流通政策

1. 1. 概要

流通（卸・小売）業は、我が国GDPの約14.0%（内閣府国民経済計算）、従業員数の約16.4%（労働力調査）を占めているとともに、消費財産業全体に影響を与える重要な産業である。

消費財産業全体の更なる効率化・高付加価値化のためには、サプライチェーンの効率化や成長するアジア市場の取り込み等が重要であることから、国内外に対して、以下のような取組を行った。

1. 2. データの利活用

2016年5月に公表した「流通・物流分野における情報の利活用に関する研究会 調査報告書」に基づき、AI、IoT、ビッグデータを用いた流通業の効率化・高付加価値化を目指した取組を進めた。具体的には、主に以下の三点の取組を行った。第一に、気象情報等を用いた需要予測AIの開発・導入により、食品ロスの削減に一定の効果があることを確認した。第二に、レシートを電子化し、個人を起点に購買履歴等のパーソナルデータの流通を目指す実験を通じて、個人の安心感・納得感がデータ流通の促進に不可欠であることが確認できた。第三に、コンビニエンスストアにおけるRFID（radio frequency identifier）の利活用に関する検討会を開催し、電子タグの貼付がコンビニエンスストアへ与える効果について議論を行った。

1. 3. 製・配・販の取組

日本の流通企業は欧米に比べ、収益率が低いと言われている。流通過程の効率化のためには、消費財流通における、メーカー（製）、卸売（配）、小売（販）の垂直的統合が必要であるとの問題意識のもと、2011年5月に、製・配・販に関係する43社が参加する製・配・販連携協議会（事務局は公益社団法人流通経済研究所及び一般社団法人流通システム開発センター）を設立した。（2017年現在、加盟企業は53社）

2016年度は返品削減、賞味期限の年月表示化・リードタイム最適化、配送の効率化をテーマとし、加工食品と日用品の2つのワーキンググループにおいて2016年度に策

定した手引書等をもとに会員企業が率先して各テーマを実行するとともに、業界全体への普及拡大を推進することとした。また、訪日外国人の増加に伴う買物需要を一層拡大すべく、現在日本で買物をする際に感じている不満や心配を軽減させるため、商品情報多言語フィジビリティ・スタディ・プロジェクトにおいて実証実験と実運用に向けた検討を進めることとした。

加工食品ワーキンググループでは、加工食品業界における納品期限の見直し、賞味期限の延長と年月表示化、終売プロセスの見直し等の方策に取り組み、加盟企業からのベタープラクティス事例を基に2015年度「返品削減の進め方手引書」を策定。また物流環境が変化する中で、各社の取組を共有した。

日用品ワーキンググループでは、加工食品業界よりも返品率・返品処理経費率が高いことから、加盟企業からのベタープラクティス事例をもとに「返品削減の進め方手引書」を改訂するとともに、この手引書の要点をまとめたパンフレットも作成し、業界団体へ普及推進を進めることとした。配送最適化に関しては、加工食品同様に各社の取組を共有した。

また、サプライチェーン・イノベーション大賞を創設し、会員企業から製・配・販各層の協力による返品削減や配送効率化の取組事例を募り、優れた取組を表彰することで、普及啓発活動を後押しした。

商品情報多言語フィジビリティ・スタディ・プロジェクトでは、訪日外国人の買物時の不満点解消に向けて2016年度に取りまとめた考え方に基づき、実験用のスマートフォンアプリとデータプールを構築し、実店舗で訪日外国人に利用してもらうとともに、アンケート調査などを実施した。この実証実験の結果を踏まえ本格に向けて、課題を整理するとともに、参加企業を募集するための案内資料の作成や普及活動を実施した。

1. 4. プレミアムフライデーの推進

プレミアムフライデーは、買物や家族との外食、観光等といった個人が幸せや楽しさを感じられる体験や、そのための時間の創出を促すことで、

- (A) 充実感・満足感を実感できる生活スタイルの変革
- (B) 地域等のコミュニティ機能強化や一体感の醸成
- (C) デフレ的傾向を変えていくきっかけ

といった効果につなげていくための取組。この取組を全国的・継続的な取組にするため一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）や流通・旅行・サービスなどの15の経済団体と経済産業省が参加した官民連携の「プレミアムフライデー推進協議会」を2016年12月に発足させ、実施方針や普及啓発活動に向けた活動を展開した。

また、プレミアムフライデーの取組を進めるに当たっては、働き方改革などライフスタイルの変革も併せて推進していく必要があることから、経団連は同年12月に会員企業に月末金曜日午後3時退社を呼びかける文書を発出した。公務員の働き方改革に向けては、2017年1月、内閣人事局から全省に対して国家公務員の早期退庁を呼びかける文書を発出、同年2月には総務省自治局から地方自治体に対して地方公務員の早期退庁の呼びかけ文書を発出した。

こうした取組もあり、2016年度に2回（2017年2月24日及び3月31日）実施されたプレミアムフライデーは、イベント等を実施した企業では、対前年比最大2割の売上増加に繋がった企業もあったほか、統一ロゴマークの申請件数も約6,300件、プレミアムフライデーを契機に早期退社に取り組む企業は300社を越えるなど、順調な滑り出しとなった。

1. 5. 流通業の海外展開

近年、我が国流通業の海外展開が進んでいる。しかし、主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資流通業の出資や出店を阻む規制が存在している。そのため、主要な海外進出先国の政府担当部署と流通政策対話を実施し、日本の流通業が進出することによる利益を説明すること等と合わせて、規制緩和を要望している。

2016年8月にはベトナム商工省との間で「第5回日越流通・物流政策対話」をベトナム・ハノイで開催した。経済産業省は、外資小売業の2店目以降の出店に審査を課す“Economic Needs Test (ENT)”、米やたばこなどを対象とした販売品目規制を採り上げた。ベトナム側は、ベトナムの現地企業又は個人にフランチャイズする場合はENTが不要との見解を強調し、販売品目規制についても、引き続き販売品目の緩和を前向きに検討する旨の見解が示された。

同様に、2016年9月にミャンマーとの間においても流

通政策対話を開催し、流通分野における投資環境の情報交換等を行った。

一方、ASEAN諸国の流通分野の発展に貢献すべく、「流通・外食事業者のためのマネジメント研修」を、2016年11月にインドネシア、12月にベトナムから研修生を受け入れ実施した。また、2017年1月に「ミャンマー流通政策研修」を実施した。

1. 6. 買物弱者対策

人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等を背景とした小売店舗の閉鎖などにより、買物に困難を抱える方々に対する買物機会の提供が課題となっている。

このため、事業の効率化に向けた工夫や生活に必要な不可欠なサービスの組合せ等により採算性を確保している各地域における取組をベストプラクティスとして横展開を図り、多様な地域のニーズに応じた自主的な活動を促進している。

具体的には、買物弱者対策に関する相談に対応するとともに、国・地方公共団体が実施している買物弱者支援に関連する支援制度をとりまとめ、経済産業省ホームページで公表した。

1. 7. 大規模小売店舗立地法

(1) 概要

「大規模小売店舗立地法」は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体の意見等を踏まえ、当該大規模小売店舗と周辺的生活環境との調和に配慮を求めるといった法律である。

(2) 適切な運用の確保

「大規模小売店舗立地法」の運用は、都道府県及び政令指定都市が担っているが、経済産業省としても、同法を所管する立場から適切な運用を確保するため、次の施策を実施した。

(ア) 「大規模小売店舗立地法」の運用や解釈について、ホームページ等により情報提供を行った。

(イ) 経済産業省及び各経済産業局に設置されている「大規模小売店舗立地法相談窓口」において、都道府県・政令指定都市・大規模小売店舗設置者等からの問合せに対応し

た。

(ウ) 地域ごとに「都道府県等連絡会議」を開催し、「大規模小売店舗立地法」の届出に関して、具体的事例の研究等を通じて、都道府県及び政令指定都市間の情報交換等を実施した。

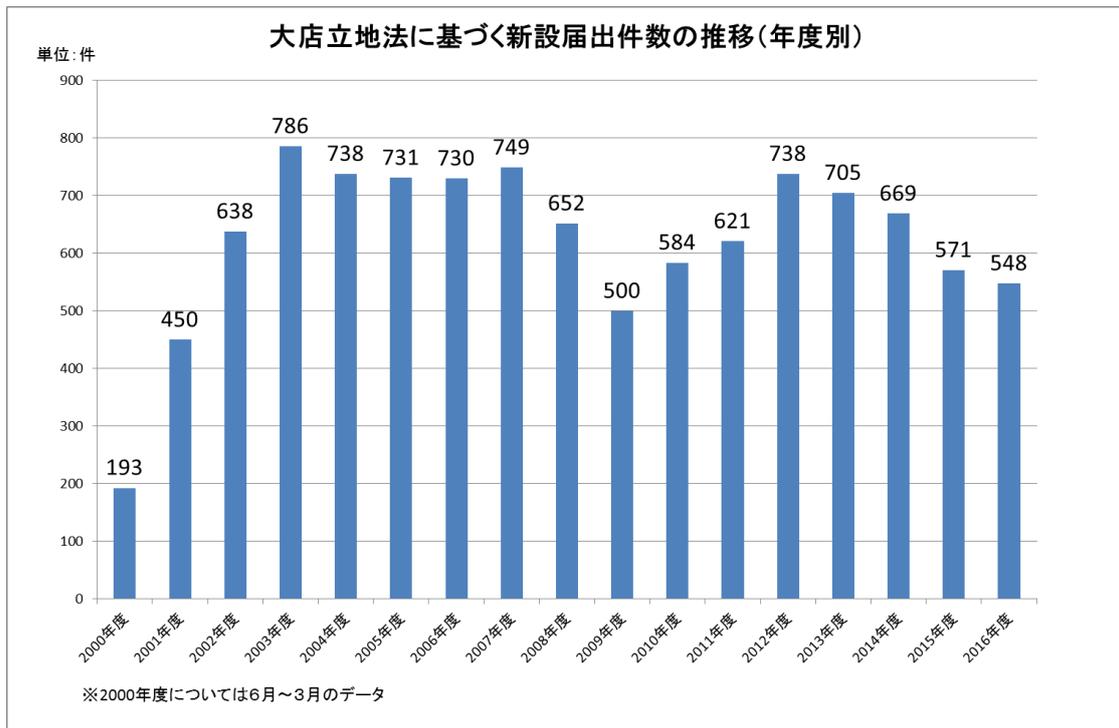
(エ) 都道府県、政令指定都市等の大規模小売店舗立地法の担当者に同法の運用に必要な知識を習得させるため、

「流通立地政策研修」を実施した。

(3) これまでの届出状況

2000年6月の「大規模小売店舗立地法」施行後、2017年3月までに計10,603件(月あたり平均で約52件)の新設の届出があった(参照表:大規模小売店舗の届出状況)。

表：大規模小売店舗の届出状況



1. 8. 外国人旅行者等消費税免税制度

訪日外国人旅行者数は、2004年の614万人から2016年の2,440万人と大幅に増加している。さらに、外国人旅行者は我が国での消費額も大きいいため、売上増に貢献している。

そこで、旺盛なインバウンド需要の獲得に向け、従前より随時拡充を図ってきた外国人旅行者向け消費税免税制度について制度の普及に努めた。

2. 物流効率化

2. 1. 概要

トラックドライバー不足をはじめとした物流分野にお

ける人手不足の問題は、国民生活にとって社会問題となっており、荷主企業にとっても重要な経営課題として認識されている。

我が国企業の産業競争力を向上させ、安定した経済成長を遂げていくためには、国内外での高度で円滑な流通・物流システムによる国際競争力強化が必要不可欠である。また、地球温暖化に関する問題が深刻になる中、我が国の二酸化炭素排出量の2割を占める運輸部門についても、二酸化炭素排出量削減に向けた取組が求められていることから、これらを実現可能とする対策の実施が必要である。

近年の東アジア地域における経済交流の拡大等により、

国境を越えた高度かつ複雑なサプライチェーンが構築される中においては、貿易手続や国際物流環境の円滑化等によりグローバルな事業展開を円滑化させることが重要な課題となっている。こうした課題について、荷主企業と物流事業者の連携・協働により、物流に関する施策や取組を実施しているところである。

2. 2. 「総合物流施策大綱（2017年度-2020年度）」の策定に向けた取り組み

政府は、物流施策や物流行政の中長期的な指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱」を1997年から5回にわたって策定してきた。

総合物流施策大綱（2013-2017）は2017年で目標年次を迎えるため、新たな総合物流施策大綱「総合物流施策大綱（2017年度-2020年度）」の策定に向けて、国土交通省とともに、「総合物流施策大綱に関する有識者検討委員会」を設置し、有識者と意見交換を行った。

2. 3. 次世代物流システム構築事業

我が国のサプライチェーンの高度化を図るためには、物流環境を改善していくことが必要である。荷主企業と連携して省エネルギー等に資する物流効率化を進めるとともに、非効率な物流慣行を改善し、持続可能な物流モデルを構築するため、以下の取組に対して、2014年度より3年間補助事業を実施した。

- ・新たな物流体系の構築に寄与する取組
- ・省エネや二酸化炭素排出量削減効果が見込める取組
- ・荷主企業が他の事業者・団体等と連携するモデルとなる取組

加えて、当該事業内で省エネルギー化やドライバーの生産性向上等の物流効率化を図るための調査研究事業も行い、一貫パレチゼーション、ユニット検品、バース予約制、まとめ発注（アイテム毎に発注頻度を減らし、発注ロットを大きくする）の有効性の高さを示した。

2. 4. 海外における物流人材育成

国際物流に関する多岐にわたる課題を総合的・機動的に解決すべく、2006年8月に経済産業省、国土交通省、産業界が連携して「国際物流競争力パートナーシップ会議」を

創設し、我が国企業の国際競争力強化と東アジア経済共同体の実現に向けた行動計画を策定した。本行動計画に基づき、ASEAN地域における物流人材育成のため、我が国の「物流技術管理士資格認定講座」をベトナムへ展開するためのロードマップが策定されている。

2016年度は、海外産業人材育成協会と日本ロジスティクスシステム協会の支援により、ベトナムにおける物流人材育成のためのベトナム人講師の候補者に対し、日本人専門家によるロジスティクスの知識及び指導方法の研修を行った。さらに、資格認定講座の企画や運営全般にかかわる業務等についての指導も行った。

2. 5. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化

（1）グリーン物流パートナーシップ会議の開催

物流部門の環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築には、荷主・物流事業者それぞれの単独による取組だけではなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働することによる、物流システムの改善に向けた先進的な取組が必要である。複数事業者間の協働によるそうした取組（グリーン物流パートナーシップ）を支援し、普及促進を図ることを目的として、経済産業省、国土交通省、産業界が主催となり2005年4月に「第1回グリーン物流パートナーシップ会議」を開催した。

2016年度は、12月14日に第14回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、物流分野における地球温暖化対策及び物流の生産性向上等に顕著な功績があった取組に対して経済産業大臣表彰及び商務流通保安審議官表彰を行った。

（2）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法、物効法）の改正

物流総合効率化法は2005年に制定されて以降、倉庫等の物流施設の整備を中核として物流業務を総合的・効率的に進める事業を支援してきた。

昨今の物流分野の労働力不足への対応を推進するため、効率化支援方策を「施設整備」によるものから「連携」によるものへ転換することとし、2以上の者の連携を前提に、支援の裾野を広げ、モーダルシフト（トラックから鉄道・船舶への輸送手段の転換）や共同配送を始めとした多様な取組を後押しできるようにするための「流通業務の総合化

及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 36 号)が成立し、2016 年 5 月に公布、10 月に施行された。

商取引政策

1. 取引信用行政

1. 1. 概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を行政対象としている。具体的には、割賦販売法による販売信用に関する取引秩序の維持及び消費者保護、その他信用を供与して行う取引に関する施策を講じている。

1. 2. 審議会の開催及び割賦販売法の改正

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、2014 年 9 月以降、クレジットカード取引を巡る消費者相談、情報漏えい、不正使用等の実態を踏まえ、クレジットカード取引に係る取引環境の変化に着目しつつ、法制上の措置の必要性の有無及び実務的取組の推進方法等についての検討を重ね、「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」(2015 年 7 月 3 日)及び「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」(2016 年 6 月 2 日)を取りまとめた。

これらの報告書における提言を踏まえ、第 192 回臨時国会において「割賦販売法の一部を改正する法律」(2016 年 12 月 9 日公布)が可決・成立し、

(1) クレジットカード加盟店に対するクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止措置の義務付け

(2) 販売業者に対してクレジットカード番号等の取扱いを認める契約を締結する者についての登録制の導入

(3) 上記登録事業者に対する加盟店の調査及び調査結果に基づいた必要な措置を行うこと等の義務付け等が規定された。

また、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、2017 年 2 月から議論を再開し、法改正に伴う省令改正等について検討を行った。

1. 3. クレジット産業の動向について

(1) クレジット産業の状況

2017 年 3 月末現在の登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比 1 社減の 258 社、個別信用購入あっせん業者が前年比 2 社増の 153 社となっている。

(2) キャッシュレス化に向けた対応

キャッシュレスの推進は、①消費者にとっては、大量の現金を持たずに買い物が可能となり、②紛失・盗難時の被害リスクが現金に比べて軽減されることに加え、③事業者にとって現金処理コストの削減による生産性向上の効果をもたらすなど、様々なメリットがある。

さらに、訪日外国人のインバウンド需要の喚起等に向けて更なるキャッシュレス化が進められている中、キャッシュレス化に伴い蓄積される消費データの有効活用により、新たな産業・ビジネスの創出や、地域における訪日外国人を含めた消費活性化などが期待されていた。

このような問題意識のもと、2015 年度に開催した「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」での検討結果を踏まえ、2016 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」に、クレジットカード決済、購買情報等に関する必要なデータ標準化を推進する旨が盛り込まれた。

これを受けて、キャッシュレス化に伴い蓄積される消費データの有効活用に向け、クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を行うための「クレジットカードに関するデータ標準化ワーキンググループ」を 2016 年 7 月から計 8 回開催し、同年 12 月に、加盟店所在地情報として郵便番号を使うことの合意を得たほか、カード会社ごとにばらつきのある加盟店の業種分類についてガイドラインを取りまとめた。

(3) クレジット取引セキュリティ対策協議会について

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を踏まえ、世界最高水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するためには、カード会社のみならずクレジット取引に関係する事業者等からなる推進体制を構築して、セキュリティ対策の強化に向けて取り組むことが必要。かかる認識の下、2015 年 3 月に一般社団法人日本クレジット協会を事務局として、関係する業界団体等からなる「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が発足した。

本協議会では、2017 年 3 月に、2016 年 2 月に取りまと

めた「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を改訂し、2016年度版「実行計画」の下での取組の進捗を踏まえつつ、関係事業者における取組を更に推進するため、対策に関する記載の具体化・精緻化や課題の解決を図った結果を反映するとともに、引き続き検討すべき課題や2017年度の重点取組事項を整理した。改正割賦販売法の施行に向け、この「実行計画」は、加盟店等がセキュリティ対策に関する義務を履行する際の実務上の指針として位置付けられるものである。

1. 4. 前払式特定取引業の動向について

(1) 冠婚葬祭互助会の動向

1973年に347社あった事業者数は、1986年に415社とピークを迎えた後減少し、2017年3月末現在で前年比11社減の256社となった。一方、前受金残高は1973年以降一貫して増加してきており、2017年3月末現在で前年比118億円増の約2兆4,442億円となった。

(2) 友の会の動向

1973年に178社あった事業者数は、1985年に356社とピークを迎えた後減少し、2017年3月末現在で前年比6社減の103社となった。一方、前受金残高は2017年3月末現在で前年比349億円増の約5,238億円となった。

1. 5. リース産業の動向について

リースは、中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合（リース比率）は、2016年度は5.72%となっている。

1. 6. 被災中小企業復興支援リース補助事業について

経済産業省では、東日本大震災により被災した中小企業の二重債務負担の軽減を図り、円滑な事業再開を促すため、2011年度第3次補正予算により、設備を再度リースにより導入する場合のリース料の一部を補助する事業を2011年12月から開始し、2016年度も引き続き実施した。

2. 商品先物行政

2. 1. 商品先物取引について

(ア) 取引量の動向

2016年度の工業品市場における売買約定数量を示す出

来高は、24,834千枚となり2015年度の出来高25,532千枚より減少した。また、2016年度の取引金額は57兆円となり、2015年度の取引金額60兆円より減少した。

(イ) 許可業者等

2017年3月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物取引業者数は前年比2社減の45社、商品先物取引仲介業者数は前年比同数の3社であった。

また、2016年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して立入検査を10件実施した。

(ウ) 委託者数

商品先物取引を行う委託者等の数は、2017年初は国内商品市場取引では79,514人、外国商品市場取引では30,752人、店頭デリバティブ取引では197,369人であった。

(2) 商品先物取引法施行規則の改正

2008年に起こった世界的な金融危機を受け、G20ピッツバーグサミット、カンヌサミットの首脳声明などにおいて、店頭デリバティブ市場の改善、店頭デリバティブ取引における中央清算されない取引の証拠金に係る基準を市中協議文書用に策定するよう求める旨が明記され、バーゼル委員会・IOSCOは、中央清算されない店頭デリバティブ取引に関する取引証拠金規制の枠組みを公表した（2012年7月）。これを受け、特定店頭商品デリバティブ取引業者のうち金融機関を対象として取引証拠金を授受することを義務付ける内容とした「商品先物取引法施行規則」の改正を行った。（2016年8月1日公布、9月1日施行）。

(3) エネルギー先物市場の創設に向けた取組

(ア) 電力先物市場

電力システム改革の第二段階として、2016年より電力の小売・発電の全面自由化が行われることに伴い、電力価格をヘッジするための電力先物市場が必要となることから、先物取引の対象に「電力」を追加する「商品先物取引法」の改正（2014年6月18日公布、2016年4月1日施行）及び、政省令の改正（2016年4月1日施行）を行った。

(イ) LNG先物市場等

2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂及び2013年3月にとりまとめた「LNG先物市場協議会」報告書を踏まえ電力会社やガス会社等がLNGを調達する際の価格変動リスクをより円滑にヘッジできるようにするため、2014年9月に、商品市場類似施設においてLNG店頭取引を行うことの許可を行うとともに、LNGのスポット取引の動態を明らかにするため、スポットLNG価格調査を2014年3月以降実施している。また、2016年5月にとりまとめた「LNG市場戦略」において、より信頼される価格指標の構築のために現物市場機能の追加が期待されるとされたことを受け、同施設において2017年4月には現物取引市場が創設された。

(4) 海外規制との整合性評価に向けた取組

2012年8月施行の欧州市場インフラ規則(規制強化の根拠となったルール)により、欧州金融機関が欧州委員会の認証を受けていないEU域外の取引所で一定以上の取引を行う場合、より厳格な規制が課されることになったが、2016年12月、東京商品取引所を含む日本の全ての先物取引所が欧州の規制取引所と同等性があることが認められ、同委員会の認証を受けることができた。

同様に、欧州の金融機関等は認証を受けていない第三国の清算機関を利用できないことになった。日本の商品清算機関に係る規制が欧州で同等であるという判断が欧州委員会から公表され、経済産業省、農林水産省及び欧州証券市場監督機構が日本の商品取引清算機関に係る情報交換等の協力の覚書に署名したことを受け、2017年3月、日本の商品取引清算機関は欧州の金融機関等に引き続き清算サービスを提供できることになった。

さらに、(2)の店頭デリバティブ取引における中央清算されない取引の証拠金制度について、米国等から同国の規制と日本の規制との同等性が認められ、米国等とクロスボーダーの取引を行う場合も、日本の金融機関は日本の制度のみに準じれば良いことになった。

2. 2. 商品投資事業について

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配するものである。

(ア) 許可業者

2017年3月末現在の商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく許可事業者数は、前年比同数の3社であった。

(イ) 商品ファンドの運用資産総額

商品ファンドの運用資産額は、2017年3月末では4億円であった。

消費者政策

1. 消費者行政

1. 1. 特定商取引法

経済産業省は「特定商取引に関する法律(特定商取引法、特商法)」を消費者庁と共管している。2008年6月27日に閣議決定された消費者行政推進基本計画により、この法律に係る執行は消費者庁が一元的に行っており、経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携することとなっている。一方で、同法に係る消費者庁長官の権限の一部が地方経済産業局長に委任されているため、地方経済産業局長が消費者庁の下で同法の執行を行っている。

(1) 特定商取引法の概要

特定商取引法は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引など、事業者と消費者・個人との間でトラブルを生じやすい特定の取引類型(注1)を対象として、

(ア) 事業者による不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行政規制」と、

(イ) トラブルの防止・解決のための「民事ルール」を定める法律である(注2)。

本法は、消費者・個人の日常生活に直結した取引に関するリスクを予防・低減するという身近で重要な役割を担っている。

(注1) 規制対象となる7つの取引類型

(1) 訪問販売

(2) 電話勧誘販売

(3) 通信販売

(4) 特定継続的役務提供(エステティック・サロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚情報サービスの6役務を政令指定)

(5) 連鎖販売取引(悪質ないわゆるマルチ商法を規制)

(6) 業務提供誘引販売取引(悪質ないわゆる内職・

モニター商法を規制)

(7) 訪問購入

(※) 特定継続的役務に美容医療(脱毛、シワ取り等)を追加する政令改正が2017年12月1日に施行予定。

(注2) 法律措置の主な内容

- | | |
|--|--------------|
| (1) 行政規制 | (2) 民事ルール |
| (ア) 氏名等の明示の義務づけ | (ア) クーリング・オフ |
| | (※) |
| (イ) 不適正な勧誘行為の禁止 | (イ) 中途解約ルール |
| (ウ) 広告規制 | (ウ) 返品ルール |
| (エ) 書面交付義務 | (エ) 取消しルール |
| (オ) 解約時の損害賠償制限 | |
| (※) クーリング・オフとは、契約締結後一定の期間(8日間又は20日間)、冷静に再考して解約できる機会を消費者に与える制度。 | |

(2) 特定商取引法の改正

特定商取引法は、新たな手口の悪質商法の発生など消費者トラブルの状況の変化に対応して、累次の改正を行ってきた。

2015年1月、高齢化社会が進展していることや悪質事業者の手口が益々巧妙化していること等に加え、2008年改正法が施行されてから5年が経過したことから、特定商取引法の見直しを行うこととなり、内閣総理大臣から消費者委員会に対し、特定商取引法の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引法の適正化を図るための規律の在り方について諮問が行われた。その後、消費者委員会に設置された特定商取引法専門調査会における審議を経て、2016年1月に、諮問に対する答申がなされた。

消費者庁及び経済産業省では、同答申の内容も踏まえて検討を進め、同年5月に、次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処・所在不明の違反事業者に対する処分・消費者利益の保護のための行政処分規定・電話勧誘販売における過料販売規制等を整備する内容の「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第60号)が成立し、同年6月に公布された。

また、2017年12月1日の施行に向け、関連する政省令の策定などの準備を進めた。

1. 2. その他の消費者関連施策

近年、IoT、ビッグデータ、AI(人工知能)といった技術の進展による社会変革の進展に加え、消費者嗜好の多様化、高齢化や家族の姿・暮らし方が変化する中、消費経済市場も大きな転換点を迎えている中、2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解(消費インテリジェンス)やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う「消費者理解に基づく消費経済市場の活性化」研究会(消費インテリジェンス研究会)を2016年12月から2017年3月にかけて5回開催した。

同年3月に、同研究会の議論を踏まえ、今後の消費インテリジェンスの蓄積・利活用のあり方・課題・方策を示した報告書を取りまとめた。

2. 消費者相談

2016年度における経済産業省の消費者相談件数は7,509件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が4,165件と全体の半数以上を占めている。

契約関係の相談を取引類型別にみると通信販売(1,277件)が最も多く、次いで訪問販売(1,146件)、特定継続的役務提供(675件)、割賦販売(572件)、電話勧誘販売(409件)、連鎖販売取引(344件)、前払割賦(270件)、訪問購入(158件)、業務提供誘引販売取引(156件)、先物取引関係(48件)であった。

3. 製品安全行政の積極的な推進

3. 1. 重大製品事故等の情報について

2016年度は消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度に基づき、製造・輸入事業者から、802件の重大製品事故(死亡、火災、一酸化炭素中毒等の事故)の報告が寄せられた。内訳は、ガス機器88件、石油機器79件、電気製品537件、その他製品98件であった。事故製品がガス機器・石油機器の場合には、メーカー名、型式名を含め、迅速に公表し、その他の製品についても、製品起因でないことが明らかなものを除き、最終的に事業者名、型式名を含め公表した。また、原則全ての案件について、経済産業大臣の指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において原因究明調査を行っている。

さらに、報告された事故情報の原因究明の結果を受けて、

製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性等について審議する製品事故判定第三者委員会を、消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会と合同で計2回開催した。なお、重大製品事故を契機に行われた製品交換・無償修理等のリコールは2016年度に18件あり、2007年5月の制度開始から2016年3月末までの累計は250件となった。

また、消費者安全法に基づき、消費者等から経済産業省関係各部署に寄せられた消費者事故情報等は、適時、消費者庁に対し通知を行っている。製品安全課においては、生命、身体に係る消費者事故等（産業保安関係部署からの通知案件を除く）の情報を取りまとめており、2016年度は49件の重大事故以外の消費者事故等を通知した。

3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行

(1) 製品安全関連4法

経済産業省は、製品安全関連4法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）の規制対象製品について法律上の義務が遵守されていることを確認し、技術基準が遵守されていない等の問題のある事案を確認した場合には、直ちに当該事実を指摘して是正させ、必要な場合には法律上の処分等を行うこととしている。

製品安全関連4法に基づく届出事業者による法令遵守状況を確認するため、製品安全関連4法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行われているかどうかを確認する試買テストを実施した。

また、問題発生等の随時の立入検査とは別に、計画的に立入検査を実施している。計画的立入検査は、原則として、製造・輸入事業者に関しては、経済産業大臣の指示に基づいてNITEが行っている。立入検査の結果、違反が確認できたものについては、経済産業省がこれらの製品の事業者に対して指導を行い、必要な措置を取るよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを確認している。

(2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることを目的としている。経済産業省は、事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、都道府県によ

る小売業者への立入検査結果等によって家庭用品品質表示法違反の疑いが生じた場合であって、小売業を除く事業者であるときに、事実関係について調査を行う。調査の結果、違反の事実が判明した場合は、当該事業者に対して改善を求め、必要に応じて、法令に基づく指示を行うこととしている。

2016年度は2件、家庭用品品質表示法第4条の規定に基づき、該当製品について、法に基づく表示を行うよう消費者庁長官名で指示を行った。

3. 3. 電気用品・ガス用品の技術基準体系の性能規定化

電気用品安全法においては、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定としているところ、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、2016年度は電気用品整合規格検討ワーキンググループを4回開催し、JIS等を整合規格として41規格採用するなど、整合規格の整備拡充に努めた。

また、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律においても電気用品安全法と同様に、仕様規定を改め性能規定とするための改正がなされ2016年4月1日に施行された。

3. 4. 規制対象製品の追加、見直し

事故情報や技術革新を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、規制対象製品の見直しや技術基準の改正等を行うこととしている。

電気用品安全法に関しては、近年事故が散見される電気用品の事故の未然・再発防止の観点から、電気フライヤーの過熱火災事故対策として、異常温度試験の項目に少量油状態に関する規定を追加するため技術基準の解釈の見直しを行った。（2016年7月30日改正・施行）

消費生活用製品安全法に関して、レーザー製品の仕様に関する要求事項について、国際規格（IEC C60825-1）が改正され、対応する日本工業規格（C6802）が改正されたことを受けて、技術基準の追加・修正を行った。（2016年5月31日公布・施行）

3. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度

2009年4月、長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)による事故の未然防止を目的とした「長期使用製品安全点検制度」が施行された。本制度は、ガス瞬間湯沸器など、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目を対象にし、製品を購入した所有者に対して、製造・輸入事業者から点検時期を通知し、点検を促すことで、事故を防止することを目的としている。同制度の施行から8年後となる2017年3月時点での所有者情報登録率は39%であった。(2016年同時期は38%)

3. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進

(1) 消費生活用製品のリコールハンドブック2016

ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど消費者の情報通信手段の多様化や製品の販売形態の多様化、小売事業者におけるプライベートブランド製品の取扱量の増加などの社会情勢の変化に対応するため、リコールハンドブックを改訂した。リコールに当たっての事業者がとるべき行動の明確化やリコール情報をターゲットとする消費者に提供するための効果的な方法等の事例を紹介するとともに、ハンドブックの内容を整理したチェックリストを作成した。

(2) 事業者における製品安全人材の育成

事業者における自主的な製品安全人材育成の取組を推進するため、製品安全人材を育てるための研修プログラムを作成・実施した。当該プログラムでは、製品安全の基本理念や基本的な考え方といった製品安全に係わる人材が認識しておくべき共通事項の他、事業者における好取組事例の紹介を組合せ、理論と実務の両面から理解を促す場として、2017年1月に東京、名古屋、大阪の3都市で実施した。

(3) 流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。2012年5月に経済産業省と大手家電流通協会との間で協力体制を構築してリコール情報等の提供を開始した。その後、公益社団法人日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、一般

社団法人日本リユース機構、一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会等と新たに協力体制を2015年度に構築し、今年度も引き続きリコール情報の提供等を行った。

(4) オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

近年、インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のインターネット上での販売が増加していることを踏まえ、2012年6月、オークション・ネットショッピング運営事業者(ヤフー株式会社、楽天株式会社、株式会社DeNA)と協力体制を構築し、ネット上での効果的な違反对応を実施しており、2013年8月には、新たにAmazon.co.jpと協力体制を構築し、インターネット上での違反对応を実施している。また2017年2月には、有識者、消費者団体、上記事業者等からなる検討会を開催し、2017年8月、インターネット取引における製品安全の確保に関する報告書を取りまとめた。今後も事業者との連絡会合を開催し、協力体制を構築していく。

3. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動

(1) 製品安全総点検月間

我が国に製品安全文化を醸成、定着していくため、事業者から消費者までを含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深め、適切な役割分担の在り方を明確にし、その普及啓発を行うことを目的として、2006年度から毎年11月に製品安全総点検週間を定め、製品を安全に正しく使用する上で注意すべき事項等に関する注意喚起のための周知活動を集中的に実施している。2015年からは、事業者との連携、広報手段の多角化を図るため、11月全体を「製品安全総点検月間」として拡大した。

2016年度は11月18日に東京において製品安全総点検セミナーを開催したほか、各地方経済産業局においても管内の地方公共団体等と協力しつつ、ポスター・パネル展をはじめとする啓発活動を開催した。

(2) 製品安全対策優良企業表彰

2007年度から、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を表彰する制度を開始した。この制度は、製品安全に対す

る意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品安全が確保されるような安全・安心な社会を作ることを目的としている。

2016年度に行われた第10回においては、3社が経済産業大臣賞を受賞した。前述の製品安全総点検セミナーの開催日である11月18日に併せて表彰式を行った。

(3) 製品安全セミナー

製品の安全な使用方法等についての消費者及び事業者との情報提供の場として「製品安全セミナー」を全国各地で開催している。2016年度は各地で10回開催した。2016年度末までの開催実績は計134回、参加延べ人数は約24,538人となっている。

(4) 消費者向け注意喚起

2016年度は内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起等25件の広報を行った。

また、NITEの定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検月間等を活用して、注意喚起を集中的に実施した。

3. 8. 製品分野における国際協力の推進

2016年10月、交流協会（現・日本台湾交流協会）と亜東関係協会（台湾）との間で、「製品安全協力覚書」等を締結された。これにより、今後、双方で製品安全分野における交流や協力強化が期待される。また同年10月、中国国家質量監督検疫総局（AQSIQ）が来日した際に非公式な対話を行い、日本の製品安全政策や重大製品事故のトレンド等を紹介した。

国際博覧会出展事業

1. 2017年アスタナ国際博覧会への参加

カザフスタン共和国で開催される2017年アスタナ国際博覧会は、「未来のエネルギー」のテーマのもと、国際博覧会条約に基づく認定博（中小規模博）として、2017年6月10日から9月10日までの3か月間、首都アスタナ市内で、約100か国・7国際機関の参加及び約500万人の入場者数を目標に開催される。我が国は、経済産業省を幹事省、文部科学省、国土交通省及び環境省を副幹事省、独立行政

法人日本貿易振興機構（JETRO）を参加機関として公式参加する。

2016年度は2017年アスタナ国際博覧会の日本館運営に向けて、参加機関であるJETROを通じて、広報、展示設計、現地での施工など準備を行った。2016年6月に開幕1年前記者発表会、2017年3月に100日前記者発表会を開催するとともに、日本館の魅力を幅広く発信するため、「アスタナ国際博覧会日本館サポーター」として、経済産業大臣より各界で活躍している著名人等を任命した。

2016年11月に、安倍晋三内閣総理大臣及びカザフスタン共和国ヌルスルタン・ナザルバエフ大統領の立会いの下、「2017年アスタナ国際博覧会日本館参加契約調印式」を総理大臣官邸にて行った。

2. 2025年国際博覧会の大阪・関西誘致

2016年8月に大阪府から『2025年万国博覧会』基本構想が政府に提出されたことを受け、2016年12月に経済産業省を事務局とする経済界・学識経験者・関係省庁等で構成する「2025年国際博覧会検討会」（座長：古賀信行 一般社団法人日本経済団体連合会副会長）を立ち上げ、「大阪府の基本構想の検証」及び「立候補に向けた国としての検討」を行い、3回に及んだ会合の中で表明された民間企業、クリエイター、学生等の幅広い分野の若手の意見や、パブリックコメントの意見を踏まえ、2017年4月に「2025年国際博覧会検討会報告書」を取りまとめた。

また、2016年12月に経済産業省を事務局として、政府として開催国への立候補の検討を進めるに当たり、関係省庁の連携を図る場として、「『2025年国際博覧会』誘致検討に係る関係府省庁連絡会議（議長：野上浩太郎 内閣官房副長官）」を設置した。さらに、2017年2月に、2025年国際博覧会の立候補に向けた省内検討を加速させるため、「経済産業省2025年国際博覧会推進本部（本部長：世耕弘成 経済産業大臣）」を設置した。

これらの検討を踏まえ、2017年4月に、「大阪府における2025年国際博覧会の立候補及び開催申請について」が閣議了解され、日本政府は、立候補表明文書として内閣総理大臣書簡をロセルタレス博覧会国際事務局（BIE）事務局長に提出し、2025年国際博覧会開催国に正式に立候補した。

産業保安

1. 概要

2016年度、産業保安関係課室においては、産業保安関連法令を着実に執行した。また、産業保安における当面の課題である、(a)自然災害への対応、(b)産業事故、保安義務違反への対応、(c)時代が要請する新たな課題への対応について検討し、その対策を推進した。

まず、(a)について2016年熊本地震における対応から得られた教訓に基づいて電力会社や石油会社も参加するライフライン復旧訓練を実施した。また、経済産業省における災害対応能力の向上のため、首都直下型地震を想定した省内防災訓練を実施した。

(b)については、一例として官民一体となった一酸化炭素中毒事故防止へ向けた注意喚起や広報活動、2016年の東京電力ケーブル火災を受けての各電力会社への再発防止対策等の取り組みがなされた。

(c)については、2016年4月に開催した産業構造審議会第6回保安分科会において「産業保安のスマート化の実現」へ向けた進捗状況の報告と今後の展開について議論がなされた。上記を基に各分野の小委員会・WGの議題の一つとしてスマート化について精力的に議論が重ねられた。具体的な実績として法令については①高圧ガス、②都市ガス・LPガス、③電気、④火薬類の各分野で合計34の項目で見直しが進み、その大半について施行されたことがあげられる。

加えて、産業保安監督部では産業保安法令に基づく許認可、承認、届け出が紙で申請され、受付・確認・起案・決裁、施行の手続きが行われている。さらに申請が年間約25万件から増加の一途をたどっており、窓口・手続き業務に忙殺され、審査・検査にかかる時間が逼迫されている。この課題を受けて本省と監督部が一丸となり申請内容や審査方法の標準化・簡素化・電子化へ向けた一体的な検討が10月より始まった。

また、2014年1月、コンビナートにおいて多数の死傷者を伴う爆発事故が発生したこと等をふまえ、総務省（消防庁）及び厚生労働省との連携を強化するために設置された「石油コンビナート等3省連絡会議」は本年度、2回開催した。本会議ではこれまでの会議のフォローアップ及び今後の重点分野の特定を行った。

2. 高圧ガスの保安

2. 1. 高圧ガス保安に関する取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

2. 2. 2016年の事故の状況

高圧ガス保安の確保が適切に行われるよう、行政による事後的な監視として行っている立入検査を20件実施した。

2016年の高圧ガス分野における事故の件数は以下の通り。

高圧ガス事故統計集計表

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1月	122	76	76	53	66
2月	93	62	56	62	59
	215	138	132	115	125
3月	65	79	62	78	84
	280	217	194	193	209
4月	59	65	68	80	131
	339	282	262	273	340
5月	75	63	66	60	77
	414	345	328	333	417
6月	76	66	67	63	58
	490	411	395	396	475
7月	112	66	57	70	68
	602	477	452	466	543
8月	64	73	80	54	78
	666	550	532	520	621
9月	70	61	54	50	58
	736	611	586	570	679
10月	77	83	59	65	75
	813	694	645	635	754
11月	76	76	69	56	62
	889	770	714	691	816

12月	68	66	74	61	47
	957	836	788	752	863
合計	957	836	788	752	863
対前年比	▲11.7	▲12.6	▲5.7	▲4.6	14.8

上段：事故件数、下段：累計事故件数

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
製造事業所	冷凍	124	145	134	184	225
	コンビニ	56	39	47	44	43
	LP	21	24	18	17	22
	一般	104	82	72	81	111
	計	305	290	271	326	401
移動	30	46	31	24	20	
消費	609	487	479	378	428	
その他	13	13	7	24	14	
合計	957	836	788	752	863	

2. 3. 審議会の開催状況

(1) 保安分科会高圧ガス小委員会

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会は、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第11回高圧ガス小委員会（2016年3月23日開催）では、(a)高圧ガス保安のスマート化の取組状況、(b)耐震対策の現状と今後の対応等について、報告・審議を行った。

2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰

高圧ガス保安経済産業大臣表彰は、高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰するものであり、1964年度から実施している。

(2016年度表彰式の概要)

- ・開催日：2016年10月28日（金）
- ・受賞者：優良製造所：12社

優良販売業者等：13社

保安功労者：11名

優良製造保安責任者等：7名

3. 火薬類の保安

3. 1. 火薬類保安に関する取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

3. 2. 2016年の事故の状況及び対策

火薬類取締法第46条に基づき2016年に国に報告された事故の件数は66件であり、前年に比べ5件増加したが、死傷者数は前年に比べ15名減少した。

火薬類取締法関係の事故が発生した場合等において、同種事故の発生防止のために必要と認めるときは、経済産業省のホームページへの掲載など、対外的に公表するとともに、業界団体又は同種事業者に対し注意を喚起する等、透明性、公共の安全性の向上等を図っている。

火薬類事故統計集計

種類	年	合計				
		件	死	重傷	軽傷	
産業火薬	2012	5	0	1	-	2
	2013	8	0	1	-	3
	2014	5	0	1	-	4
	2015	7	0	1	-	4
	2016	10	0	2	-	7
煙火	2012	43	0	3	-	24
	2013	61	0	4	-	32
	2014	59	0	4	-	23
	2015	46	0	3	-	32
	2016	48	0	5	-	10
がん具煙火	2012	8	0	0	-	4
	2013	10	0	1	-	8
	2014	13	0	0	-	4
	2015	8	0	0	-	2

	2016	8	0	0	-	3
合 計	2012	56	0	4	-	30
	2013	79	0	6	-	43
	2014	77	0	5	-	31
	2015	61	0	4	-	38
	2016	66	0	7	-	20

3. 3. 審議会の開催状況

(1) 保安分科会火薬小委員会

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会は、火薬類の保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第8回火薬小委員会（2017年3月開催）では、(a)火薬類の技術基準等の見直しについて（平成28年度検討事項）、(b)平成29年度の技術基準の見直しテーマについてそれぞれ有識者による議論を行った。

(2) 産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WG

産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WG（以下合同WG）は、産業火薬及び煙火の製造、消費等に係る技術基準や保安に関するあり方の検討を所掌事務としている。第6回合同WG（2017年3月開催）では、(a)貯蔵の技術基準等の見直しの方向性について、(b)移動式製造設備の技術基準の見直しの方向性についてそれぞれ有識者による議論を行った。

(3) 火工品検討WG

火工品検討WGは、適用除外火工品への新規指定提案に関して、その安全性の評価等を所掌事務としている。第5回火工品検討WG（2016年10月開催）では、(a)適用除外火工品審査実施要領の試験の一部免除について、(b)海外の試験方法及び評価基準の適用除外火工品審査実施要領の試験方法等への代替について、(c)自動二輪車用着衣型エアバッグの適用除外についてそれぞれ有識者による議論を行った。

3. 4. 火薬類保安経済産業大臣表彰

火薬類保安経済産業大臣表彰は、火薬類の保安を推進するため、顕著な功績をあげた保安功労者、著しい成果を収めた優良従事者及び優良事業所を隔年で表彰するものであり、1960年度から実施している。

（2016年度表彰式の概要）

期日：2016年12月9日（金）

受賞者：保安功労者：10件

優良従事者：4件

優良事業所：7件

4. 電力の保安

4. 1. 電力の保安に関する取組

1964年に公布され、1965年7月1日から全面的に施行された「電気事業法」は、その規制内容として2つの性格を有している。すなわち、電気事業が公益的であることから、電気の利用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法としての性格と、電気がその使用如何によっては危険を伴うものであるために必要とされる公共の安全の確保を規定する保安規制及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保することを規定する規制としての性格の2つである。

後者のうち保安規制分野については、1995年に自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行った。こうした自主保安・自己責任原則の下での防災対策の強化、電気設備の安全確保、電気工事の安全確保を柱とし、技術動向や社会ニーズ、直面する環境変化・課題等を踏まえ、自主保安を徹底するとともに、学協会等の知見の活用を図りつつ、制度や技術基準を継続的に見直していくことが、主な政策課題である。

最近の動向としては、2015年6月に成立した、電力システム改革第3弾のための法改正に基づく取組があげられる。「電気事業法等の一部を改正する等の法律」において、発送電の法的分離がされることとなったが、この改正の中で規定された発電用火力設備に係る安全管理検査制度の見直し及び風力発電設備の定期検査制度の導入に取り組んだ。

一方、近年、再生可能エネルギーを中心とした小規模分散型電源の導入拡大により、技術革新・ビジネススピードの加速、新規事業者の参入拡大等、電気保安を取り巻く環境は大きく変化している。また、自然災害の激甚化やサイバー攻撃、発電用設備の高経年化、電気保安人材の減少などの課題も顕在化している。こうした環境変化および課題へ対応するため、電気保安のスマート化に向けて取り組ん

でいる。具体的検討項目としては、2020年4月1日施行の発送電の法的分離へ向けて、新たな技術等の登場に対しても柔軟に対応できる技術基準の整備や設備ごとのリスクに応じた規制内容の最適化、サイバー攻撃等の新たな脅威に対する備えの強化や事故情報の水平展開等の検討が必要と考えられる。このような大きな制度改正に向けた検討の中で、2016年度は、主に下記のような取組を行った。

(1) 主な制度改正

発電用火力設備に係る安全管理検査制度の見直し、及び風力発電設備の定期安全管理検査制度導入のため、政省令等を整備した。まず、電気事業法等の一部を改正する法律にて、従来の溶接安全管理審査が廃止されたことを受け、溶接事業者検査の取扱いを整理するとともに、火力発電設備に係る安全管理検査制度全般について見直し、事業者の保守管理状況に応じた柔軟な制度とした。具体的には、①全ての火力発電設備及び燃料電池設備に係る使用前・定期安全管理審査を登録安全管理審査機関が実施することとした上で、②火力発電設備に係る定期安全管理審査の中で事業者の保安力を評価し、定期事業者検査の実施時期を最大6年まで延伸可能とする制度に見直し、③溶接事業者検査の実施状況及びその結果については、使用前（定期）安全管理審査の中で確認等を行うこととした。風力発電設備については、定期安全管理検査制度導入に伴う政省令の改正を行った。具体的には、①風力発電設備の定期事業者検査の対象を500kW以上のものとし、定期安全管理審査は登録安全管理審査機関が実施することとしたほか、②定期事業者検査を3年に一度実施することとし、定期安全管理審査の中でその検査品質を確認するとともに、事業者の保安力を評価し、定期安全管理審査の実施時期を最大6年まで延長できる制度に見直した。

次に、近年サイバー攻撃等の脅威が高まっていることを踏まえ、保安規制にサイバーセキュリティ対策を組み入れるため、省令・内規を改正した。具体的には、電気事業者が行うべきサイバーセキュリティ対策と、保安規程に具体的に記載すべき事項を規定した。

また、PCB 特措法の改正に伴い、電気事業法においても同等の措置を講じるべく省令を改正した。具体的には、使用中の高濃度 PCB 含有電気工作物について、その種類ごと、区域ごとに廃止期限を定めるとともに、毎年度末時点で保

有する高濃度 PCB 含有電気工作物について、廃止予定を含む管理状況を翌年度6月末までに届け出ることを義務づけた。

(2) 災害・事故対応

2016年4月16日に発生した熊本地震では、熊本県内で広く停電が発生し、電気設備についても大小様々な被害が発生した。これを受け、電気設備自然災害等対策ワーキンググループにおいて、水力発電設備をはじめとする各種電気設備の耐性や、発電機車等による復旧オペレーションのあり方等について評価・検討を行った。地滑りによる設備損壊が発生した水力発電設備については、災害リスクを適切に評価し、優先順位付けを2018年度までに完了させることを求めた。復旧オペレーションについては、今回の地震を通じて、発電機車による面的送電の有効性が確認されたとの評価であり、今後の停電復旧対応時には、面的送電も有効な選択肢になり得ることを念頭に、復旧計画を立案していくことが期待される。

また、2016年10月12日には東京電力管内でケーブル火災による大規模停電が発生した。事故原因はOFケーブルの経年劣化であることがわかったため、電力各社に対して防火対策やCVケーブル化計画の策定等について指示した。

(3) 環境アセスメント審査

発電所に係る環境アセスメントについて、2016年度は103件の審査を行った。2012年10月から環境アセスメント制度の対象となった風力発電所が、そのうちの86件を占めている。また、環境アセスメントの迅速化に向けて、国と自治体のアセスメントの審査を並行して行うこと等による審査期間の短縮を図った。

4. 2. 審議会の開催状況

(1) 産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会

2016年度は3回（7月、12月、3月）開催し、電気保安のスマート化の進捗や各種規制の見直し等について審議を行った。

さらに、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、風力発電設備における事故、定期安全管理検査制度導入に向けた取組、太陽光発電設備の安全確保のための取組強化等について報告・議論を行った。

4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰

電気保安功労者経済産業大臣表彰は、電気保安に関し、保守運営体制の優良な者、管理体制の優良な者、保安教育の推進や、安全思想の普及などに、永年にわたり努力してきた者を経済産業大臣が表彰するものであり、1964年度から実施している。1981年からは、関係各団体の行っている安全運動を統一的に行うことによりこの運動をより効果的なものとする目的で、通商産業省（当時）主唱の下に、感電死傷事故の多い8月を「電気使用安全月間」と定め、この期間に表彰を行うこととしている。

（2016年度表彰式の概要）

・期日：2016年8月1日（月）

・受賞者：工場等：2件

電気工事業者の営業所：7件

個人：27名

5. 都市ガス及び熱供給の保安

5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

5. 2. 2016年の事故の状況及び対策

ガス事業法第46条に基づき2016年に国に報告された事故の件数は468件であり、前年に比べ64件減少した。このうち、人身事故については、死亡事故が発生しなかったものの、負傷事故（一酸化炭素中毒を含む。）が23件発生した。

製造段階における事故は、4件の報告があり、前年に比

べて1件減少した。全ての事故が簡易ガス事業者によるもので、その主な要因は、容器交換作業等による感震遮断装置の誤作動やガス切れなどによるものであった。

供給段階における事故件数は240件であり、前年に比べて18件減少した。全240件のうち、100件が解体・撤去工事、改装工事等の他社工事によりガス管が損傷されたものであった。また、60件が経年劣化などのガス工作物不備による事故であった。さらに、10件が自社工事によるものであり、供給支障などが多数を占めたが、その内3件は負傷事故であった。

消費段階における事故件数は224件であり、前年に比べて45件減少した。全224件のうち、漏えい・着火に係るものが221件であり、不完全燃焼（一酸化炭素中毒）に係るものが2件となっており、漏えい・着火に係るものがほとんどを占めている。また、死亡事故については発生しておらず、人身事故の件数は前年より6件減少し11件となっている。

都市ガス事故集計表

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
製造	事故件数	10	8	9	5	4
	死亡者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0
供給	事故件数	185	184	229	258	240
	死亡者数	0	1	0	1	0
	負傷者数	20	25	17	20	13
消費	事故件数	276	575	436	269	224
	死亡者数	0	0	1	1	0
	負傷者数	34	14	34	24	15
合	事故件	471	767	674	523	468

計	数					
	死亡者数	0	1	1	2	0
計	数					
	負傷者数	54	39	51	44	26

(1) 他工事故対策

他工事故対策については、2017年1月に厚生労働省及び国土交通省宛てに、建設工事等に係る事業者等に対し、ガス事業者への事前照会等を行うことを要請するよう、協力依頼を実施した。

(2) 一酸化炭素中毒事故対策

一酸化炭素中毒事故については、2015年には5件、2016年には2件と前年に比べ3件減少した。一酸化炭素中毒事故は発生の際に多数の死傷者が発生する可能性が高いため、その重要性に鑑み、2016年6月に、第7回業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を、業務用需要家を所掌する関係省庁等（国土交通省、農林水産省、文部科学省等、7府省庁）との間で開催し、一酸化炭素中毒の発生状況や取組状況を共有した。加えて同年7月に、関係省庁、関係団体に対し、当該事故防止のための協力要請文を发出した。また、主要都市にて都市ガス向けの屋外ビジョン広告を実施し、経年ガス管の取替推進及びガス小売自由化後の保安面の注意喚起を呼びかけた。さらに、ガスの安全利用に関する普及啓発を行う経済産業省の専用ホームページ「ガスの安全見直し隊」をリニューアルし、スマートフォン向けページを作成した。また、家庭用・業務用向けのパンフレットをホームページからダウンロード可能にし、都市ガス使用時の安全確保のための注意喚起等、事故防止に向けた広報活動を広く行った。

5. 3. 審議会の開催状況

2016年度においては、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を4回（6月、10月、11月、3月）開催し、主に①ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方②熊本地震に対する対応等について審議を行った。具体的に①に関しては、2017年4月からスタートするガス小売全面自由化における保安規制の詳細設計について検討するた

めに同小委員会の下に設置された「ガスシステム保安対策WG」を、2回（4月、5月）開催し、「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて」、「ガス小売事業者が作成する保安業務規定について」、「ガスシステム改革保安対策WG報告書（案）について」、「ガス安全高度化計画の見直しについて」について検討・審議を行い、ガスシステム改革保安対策の報告書を取りまとめた。②については、2016年4月14日、16日に発生した熊本地震での被害状況、対応状況を振り返り見て、今後の災害対応に取り組むべき事項を抽出し、一層の対策等の改善を図るという観点から、その整理、検証及び改善の検討を行い、災害対策の充実に向けた提言を整理し、報告書として取りまとめた。

5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰

ガス保安功労者経済産業大臣表彰は、都市ガスの保安に係る関係者の意欲向上及びガス保安確保に対する国民の理解推進を目的として、都市ガスの保安確保のために尽力し、特に功労のあった個人、団体及び工場等に対し、部門ごとに表彰を行っている（1978年に創設、1979年度から実施。）。

（2016年度表彰式の概要）

・期日：2016年11月17日（木）

・受賞者：工場等の部：1事業所

ガス工事業者の営業所の部：1営業所

団体（経年管対策）の部：1社

団体（経年管以外・災害復旧）の部：1社

個人の部：14名

6. 液化石油ガスの保安

6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

生活の用に供する液化石油ガスによる災害を防止し、一般消費者等が安心して液化石油ガスを使用できるようにするため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」を適切に施行し、事故情報の収集・分析、液化石油ガス販売事業者への立入検査、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定等のほか、研究開発、保安技術指導者育成、一般消費者保安啓発等の事業を推進し、保安対策の高度化を図った。

6. 2. 2016年の事故の状況及び対策

(1) 液化石油ガスの事故件数

2016年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は以下の通り。

液化石油ガス一般消費者等事故集計表

	2012	2013	2014	2015	2016
事故件数	260	210	187	178	136
死亡者数	1	3	1	2	0
負傷者数	85	52	76	60	52

	2012	2013	2014	2015	2016
一般消費者等起因	78	77	59	59	45
一般消費者等及びLPガス販売事業者等起因	11	3	6	4	0
LPガス販売事業者等起因	38	29	23	29	29
その他の事業者起因	35	27	24	21	40
雪害等の自然災害	64	40	40	31	8
その他	8	16	18	16	3
不明	26	18	17	14	11

(2) ガス事故防止のための措置

(ア) 一酸化炭素中毒事故連絡会議

2016年6月、都市ガス部門と連携し、外食産業や公共施設等に関する省庁及び団体が集まり、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒事故の現状、普及啓発活動及び技術開発の状況等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、当該関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力を要請した。

(イ) 業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2016年7月、都市ガス部門と連携し、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止を図るため、給排気等換気の実施、ガス消費設備の保守・点検、業務用換気警報器の設置等の注意喚起を行うよう、関係団体

を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、関係省庁担当部署に対して所管する関係事業者等に注意喚起するよう依頼した。

(ウ) 住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2017年1月、都市ガス部門と連携し、住宅塗装工事等の際に換気等の給排気部をビニールシートで覆ったり塞いだりして一酸化炭素中毒事故が発生していることから、ガス機器の給排気部の閉塞の防止、閉塞したときのガス機器使用停止の周知等、一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省担当部署に対して所管する関係事業者等に注意喚起するよう依頼した。

(エ) 梅雨期・台風期における防災体制の強化

2016年5月、内閣総理大臣から各省庁への要請「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、豪雨、高潮、河川氾濫、土砂災害等の風水害に起因する供給設備の破損への備え、破損した場合の適切な対処に関して液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

(オ) 降積雪期における防災体制の強化

2016年12月、内閣総理大臣から各省庁への要請「降積雪期における防災体制の強化について」を踏まえ、積雪や除雪に起因する供給設備等の破損の防止及び破損した場合の適切な対応に関して、液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

(カ) 建設工事等におけるガス管損傷事故防止の注意喚起

2017年1月に、都市ガス部門と連携し、建設工事等におけるガス管損傷事故防止を図るため、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認する等の注意喚起を他工事業者に対して行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改装工事など建設関係業界に対し、ガス事業者等に事前照会を行うよう、注意喚起することを依頼した。

(3) 液化石油ガス販売事業者等への指導

液石法の適切な施行を確保するため、立入検査等によって、液石法に基づく義務と責任を有する液化石油ガス販売事業者等による対応を確認し、法令違反が認められたとき

は、改善命令等の行政処分、嚴重注意、改善指示、口頭注意等の行政指導により、その違反実態に応じて厳格に対応した。2016年度の実施状況は次のとおりであり、結果をホームページに公表した。

行政による事後的な監視として定期的に行っている立入検査を21事業者（21事業所）に対して実施した。その結果、一般消費者等と液化石油ガス販売契約を締結する際に交付する書面の未交付ないし誤った記載内容の書面交付、定期供給設備点検・消費設備調査回数が基準を満たしていない、また、業務主任者が職務を誠実に行ってない等、法令に係る不適切な事案が19社確認された。法令違反の事業者には、文書による行政指導を行った。

（４）液化石油ガス保安対策指針の策定

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の撲滅の観点から、2017年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、(a)法令遵守の徹底（経営者の保安確保へ向けたコミットメント等、LPガス販売事業者等の義務の再認識など）、(b)組織内リスク管理の徹底及び自主保安活動の推進（組織内のリスク管理の徹底、集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進）、(c)事故防止対策（CO中毒事故の防止対策、一般消費者等に起因する事故の防止対策、LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策など）、(d)自然災害対策（報告書「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について ～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」(2012年3月)及び「LPガス災害対策マニュアル」を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組など）の4点を要請項目として、所管の液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

（５）技術開発の実施

技術開発によって保安の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するため、2016年度は、災害時におけるマイコンメータを活用する漏えい試験方法の高度化やマイコンメータやガス検査機器を活用した消費設備点検等の高度化についての調査研究、バルク貯槽の製造後20年経過時の法定検査について検査技術等を高度効率化する手法等に関する調査研究等を実施した。

（６）保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、インターネットを利用した各種保安技術の情報提供、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報の取りまとめ及び分析等を実施した。

この他、一般消費者等に対する保安啓発として、CO中毒事故防止のためのリーフレット等の作成・配布雑誌広報・ラジオ広告等、液化石油ガスの保安啓発に係る各種広報活動を実施した。

6. 3. 審議会の開催状況

2016年度においては、産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を2017年3月に開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

- (1) LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について
- (2) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
- (3) 熊本地震における取組について
- (4) 集中監視システムの現状について

6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰

液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰は、液化石油ガス保安の高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者、個人・団体等を表彰することを目的に、2012年度から実施している。

（2016年度表彰式の概要）

- ・ 期日：2016年10月27日（木）
- ・ 受賞者：販売事業者の部：24事業者

保安功労者（個人）の部：1名

7. 鉱山の保安

7. 1. 鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を通じて鉱害防止技術開発、鉱害防止工事の調査指導等を実施した。

(1) 第12次鉱業労働災害防止計画の進捗状況

2016年度は、第12次鉱業労働災害防止計画（2013年度～2017年度：平成25年経済産業省告示第68号）の4年目に当たり、目標達成のための主要な対策事項として筆頭に掲げた「鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化」に関する支援を行った。

近年、鉱山災害の発生回数は減少傾向にあり、2016暦年の全鉱山における災害発生件数は20件で前年を下回った。また、罹災者数は16名で前年比3名減となった。

(2) 鉱害防止事業の実施に関する第5次基本方針を踏まえた取組

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施時期、事業量等について「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」を定めることとされており、1973年の法律創設以降、10年間毎に4回にわたり制定し、第5次基本方針を2013年3月28日に告示した。

第5次基本方針に基づき、残存する鉱害防止工事に加え、坑廃水処理の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等を実施するため、2016年度も引き続き後述の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の活用等により鉱害防止事業を着実かつ計画的に推進した。

7. 2. 2016年の災害の状況及び対策

鉱山保安法第41条に基づき、2016年に報告があった災害（危害関係）は次のとおり。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	5	5
石灰石	13	8
石油	2	3

石炭（亜炭を含む）	0	0
合計	20	16

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2016年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	196	2,881
石灰石	244	6,467
石油	62	1,468
石炭 (亜炭含む)	16	632
合計	518	11,448

(1) 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

① 休廃止鉱山鉱害防止事業に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：3/4）した。

(ア) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(イ) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

② JOGMECによる鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(a) 地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

(b) 調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術開発に関する調査研究業務を実施した。

(c) 融資業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(d) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(e) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等が拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(2) 技術開発等の推進

植物利用型坑廃水浄化技術等基礎調査事業

鉱害防止事業の国民経済負担を軽減するため、坑廃水処理の現場で導入が期待される新技术（自然の浄化能力を活用したパッシブトリートメント）に係る調査研究を委託事業として実施した。

(3) 国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全技術を積極的に海外に移転することにより、海外における鉱山での鉱害防止、人材の育成を支援し、国際社会に貢献することを目的に環境保全等技術支援事業を実施した。

(ア) 鉱害政策アドバイザー派遣

鉱山環境保全に関する専門家をペルーに派遣し、鉱山環境保全等の課題に応じた提言や鉱害防止対策現場等を利用した技術移転等を実施した。

(イ) 環境対策等調査

鉱害防止対策等において課題を有する資源保有国において、資源開発地域、鉱山、製錬所及びたい積場跡地等の

環境保全に関する実態把握・環境影響等の調査を実施しており、2016年度はペルーで実施した。

(ウ) 研修員の受入

鉱害防止対策等における課題を有する資源保有国の政府関係機関の技術者を日本に受入れ、日本の鉱害防止対策等の現場における研修を実施しており、2016年度はペルーから研修生を受け入れた。

(エ) 鉱害セミナー

鉱害防止対策等における課題を有する資源保有国に鉱山環境専門家を派遣し、環境と調和した鉱山開発等に関するセミナーを開催した。2016年度はミャンマー、フィリピン、ペルー、タンザニア及びナミビアで実施した。

7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況

2016年度は中央鉱山保安協議会を2017年2月27日に開催した。議事概要は以下のとおり。

【報告事項】

- ・第12次鉱害労働災害防止計画の実施状況について
- ・「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）」に係る取組について
- ・天然ガス等地下圧入に関する保安調査について
- ・石炭じん肺訴訟の現状について

7. 4. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者を表彰するものであり、1950年度から実施している。

(2016年度表彰式の概要)

- ・期日：2016年10月12日（水）
- ・受賞者：鉱山の部：6鉱山
保安従事者の部：14名
特別功労・貢献者の部：1鉱山

8. 産業保安監督部

8. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	13
自家用電気工作物	89
水力発電所	9
火力発電所	22
風力発電所	9
太陽電池発電所	6

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	5,102
主任技術者選解任届出等	3,756
主任技術者免状交付関係	56
工事計画届出	118
使用開始届出	17
定期安全管理審査	49
電気関係報告規則関係届出等	1,710
電気工事士法・工事業法、認定校・	480
電気保安功労者表彰	10

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業者

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	7
簡易ガス事業者	16
大口ガス事業者	1
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	7
特定ガス工作物変更届出	8
保安規程(変更)届出	18
ガス主任技術者選解任届出	118
表彰関係	3
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	12

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
----	----

大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	14

項目	件数
高圧ガス輸送保安確保のための共同 防災訓練開催(旭川市)	1

※北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防災協議会の三者共催

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
火薬類製造営業許可	0
製造施設等の変更許可	5
危害予防規程の変更認可	5
国家公安委員会への通報	10
完成検査	6
保安検査	3
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	4
表彰関係	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	11

(E) 液化石油ガス

(a) 主要業務処理状況

項目	件数
表彰関係	16

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安

(a) 立入検査等実施

項目	件数
金属・非金属	1
石灰石	10
石油・天然ガス	7
石炭	17

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	22
保安規程届出関係	7
選任・解任届出関係	108
災害月報等報告関係	471
保安図関係	30

法第 47 条報告関係	1
-------------	---

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
金属・非金属	29
石灰石	10
石油・天然ガス	3
石炭	16

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	31
事故等報告関係	2
補助金関係	148
特措法関係	39

(c) 補助事業

項目	件数
鉱山数	13
義務者不存在鉱山（金額単位：千円）	454,087
義務者存在鉱山（金額単位：千円）	49,629

8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

○石炭鉱業に関するものについては、福島県を除く。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を除く。

○電気に関するものについては、新潟県を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	2
自家用電気工作物	10
水力発電所	6
火力発電所	8
太陽電池発電所	2
風力発電所	0
登録調査機関	3
電気工事業者	6
電気主任技術者認定校（立入調査）	6
電気工事士養成施設（立入調査）	4

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	459
主任技術者の選任関係	6,970
保安規程変更等関係	6,957
使用開始届出	21
電気関係報告規則関係届出	2,613
主任技術者、電気工事士の免状交付等	1,222
電気工事士養成施設の指定・変更届等	19
電気工事業者の登録等	28
表彰関係（支部長表彰）	11

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業、簡易ガス事業等

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	14
簡易ガス事業者	28
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	15
特定ガス工作物変更届出	21
保安規程（変更）届出	58
ガス主任技術者選解任届出	107
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	13
表彰関係（支部長表彰）	4

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
大臣認定試験者確認調査	1
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（支部長表彰）	5

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
完成検査	5
保安検査	3
製造施設等の変更許可	19
危害予防規程の変更認可	11
国家公安委員会への通報	11
製造保安責任者の選解任届の受理	2
表彰関係（支部長表彰）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
石油コンビナート等特別防災区域 合同立入検査	0
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	9
保安機関	4

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス販売事業者等承継届	0
液化石油ガス販売所等変更届	49
業務主任者等選解任届	42
保安機関認定更新等	9
保安機関承継届	0
一般消費者の増加認可、減少届	14
保安業務規程認可、変更認可	18
保安機関変更届	17
保安業務廃止届	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	15
石灰石	20
石油・天然ガス	8
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
施業案協議	9
特定施設届出関係	22
保安規程届出関係	26
保安関係者の選任・解任届等	200

災害月報等報告関係	830
保安図関係	48
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	32
石灰石	12
石油・天然ガス	8
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	116
事故等報告関係	9
鉱害防止事業計画届出	0
鉱害防止積立金の額の通知	5
鉱害防止積立特定施設に係る報告	5
使用済み特定施設に係る四半期報告	82
鉱害防止費用確認申請	26
補助金関係事務処理	248

(c) 補助事業

項 目	件／千円
鉱山数	35
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者不存在分）※	860,668
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者存在分）	218,723

※2015年度からの繰越事業を含み、2017年度への繰越事業を含まない。

8. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

○電気に関するものについては、新潟県及び長野県全域、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部を除く。

○石炭鉱業に関するものについては、福島県も管轄。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	5
自家用電気工作物(発電所を除く)	73
水力発電所	5
火力発電所	8
風力発電所	2
太陽電池発電所	7
電気工事業者	16
電気主任技術者認定校	20

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	40,771
主任技術者選解任届出等	27,710
主任技術者、電気工事士免状交付関係	5,393
工事計画届出、安全管理審査関係	1,203
電気事故報告	133
PCB 電気工作物報告関係	1,812
電気工事業者登録関係、認定校・養成施設関係届出等	231
電気保安功労者表彰	23

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	9
簡易ガス事業者	37
ガス導管事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画届	49
特定ガス工作物変更届	26
供給地点等変更許可	324
事業許可・認可	66
保安規程(変更)届	89
ガス主任技術者選解任届	711
年次報告(ガス事故、消費機器調査、周知状況、導管改修実施状況)	1,826
準用事業開始届	5
表彰関係	34
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	168

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	4
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特別充てん許可	81
認定完成・保安検査実施者変更届	77
大臣認定試験者確認調査	6
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	28

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	62
危害予防規程の変更認可	43
国家公安委員会への通報	105
完成検査	32
保安検査	14
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	17
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	0

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0
レイアウト確認検査	4

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	24
保安機関	22

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業登録	0
販売事業承継届	7
販売所等変更届	264
業務主任者選解任届	793
保安機関認定・更新	37
一般消費者等の数の増加認可	39
保安業務規定(変更)認可	91
保安機関変更届	70
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	18

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況(危害関係検査実績)

項 目	件数
金属・非金属	9
石灰石	22
石油・天然ガス	17
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	85
保安規程届出関係	31
選任・解任届出関係	381
災害月報等報告関係	1,291
保安函関係	104
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	8
石灰石	13
石油・天然ガス	9
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	171
事故等報告関係	2
補助金関係	63
特措法関係	24
法第 47 条報告関係	0

(c) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	件/金額
鉱山数	7
補助金額(義務者存在)	124,066
補助金額(義務者不存在)	18,935

8. 4. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

○電力に関するものは、兵庫県赤穂市の一部地域及び福井県嶺北地域を除き、岐阜県関ヶ原町の一部地域、三重県熊野市の一部地域及び南牟婁郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	5

自家用電気工作物	62
水力発電所	6
火力発電所	12
風力発電所	2
太陽光発電所	2
登録調査機関	3
電気主任技術者認定校	14
電気工事士養成施設	2
電気工事業者	10

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	18,353
主任技術者選解任届出等	19,312
主任技術者免状交付関係	358
工事計画届出	344
使用開始届出	120
安全管理審査	242
電気関係報告規則関係届出等	5,484
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	1,541
電気保安功労者表彰	19

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	6
簡易ガス事業者	31
大口ガス事業者	1
準用事業者	5

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	13
特定ガス工作物変更届出	8
保安規程(変更)届出	67
ガス主任技術者選解任届出	271
簡易ガス事業の許可	0
供給地点等の変更許可	13
簡易ガス事業の休・廃止許可	9
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	11
法人の合併(分割)認可	1
表彰関係(支部長)	7
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	50

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
登録特定設備製造業者	0
認定検査実施者	0
その他	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
認定試験者現地調査	1
認定検査実施者現地調査	1
表彰関係（支部長）	5
管内府県ブロック会議	1

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	102
危害予防規程の変更認可	47
国家公安委員会への通報	110
完成検査	37
保安検査	5
選解任届	9
管内府県ブロック会議	1
表彰関係（支部長）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0
レイアウト確認	1

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	15
保安機関	27

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録行政庁変更届	0
販売事業承継届	0
販売所等変更届	40
業務主任者選解任届	19
保安機関認定・更新	11
一般消費者等の数の増加認可	6
保安業務規程（変更）認可	16
保安機関変更届	13
管内府県ブロック会議	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	27
石灰石	8

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程届出関係	5
選任・解任届出関係	20
事故その他の事象に係る報告	3
災害月報等報告関係	396
保安届関係	29
鉱山保安表彰（鉱山・保安従事者）	5

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	29
石灰石	7

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	24
補助金関係	60
特措法関係	21

(c) 補助事業

項 目	件数
鉱山数	4
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者不存在分）	12,866
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者存在分）	24,232

8. 5. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

○電気に関するものについては、兵庫県赤穂市（1963年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県小豆郡、香川郡直島町、愛媛県今治市（2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数	
電気事業用電気 工作物	火力	2
	水力	2
	風力	0
	太陽電池	0

	送変電	3
	配電	4
自家用電気工作物	火力	3
	水力	2
	風力	3
	太陽電池	10
	需要	38

項目	件数
電気工事業者	5

(b) 主要業務処理状況

項目	件数	
保安規程(変更)等届出	6,149	
主任技術者の選任、許可及び承認等	5,418	
主任技術者 免状交付関 係	電気	53
	ダム・水路	9
	ボイラー・タービン	23
工事計画届出	173	
使用前安全管理審査	65	
使用開始届出	28	
定期安全管理審査	5	
定期事業者検査時期変更承認	39	
電気関係報告規則関係届出	645	
認定校関係届出等	13	
電気工事業法関係届出等	26	
電気工事士法関 係(認定証交付)	認定電気工事等	579
	特殊電気工事等	48
養成施設関係届出	7	
電気保安功労者表彰(部長)	12	

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	7
簡易ガス事業者	36
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	1
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	9
特定ガス工作物変更届出	19
保安規程(変更)届出	63
ガス主任技術者選解任届出	257
簡易ガス事業の許可	2
供給地点等の変更許可	23
簡易ガス事業の休・廃止許可	8

簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	7
法人の合併(分割)認可	10
表彰関係(部長)	9
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	3

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	4
指定保安検査機関	2

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
高圧ガス特別充てん許可	55
指定保安検査機関の指定	2
大臣認定完成・保安検査実施者の現地調査	4
大臣認定試験者確認調査	2
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係(部長)	14

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の許可	0
製造施設等の変更許可	45
危害予防規程の認可	0
危害予防規程の変更認可	13
国家公安委員会への通報	58
完成検査	15
保安検査	5
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	13
管内都道府県ブロック会議	1
火薬類製造所保安連絡会議	1
表彰関係(大臣)	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	2
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
第一種事業所新設等完了届	0

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	11
保安機関	19

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	1
液化石油ガス保安機関認定の更新	3
一般消費者等の数の増加の認可	5
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	2
石灰石	7
石油・天然ガス	1
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の(変更)届出	12
特定施設の使用開始(廃止)届出	34
保安規程届出関係	13
選任・解任届出関係	174
災害月報等報告関係	822
保安図関係	53
法第47条報告関係	0
表彰関係(部長)	8

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	14
石灰石	5
石油・天然ガス	1
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の(変更)届出	21
特定施設の使用開始(廃止)届出	15
法第47条報告関係	0

(c) 補助事業

項 目	単位:千円
鉱山数	5
義務者存在分補助金額	26403
義務者不存在分補助金額	87417

8. 6. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

○電気に関するものについては、香川県小豆郡及び香川県直島町、愛媛県今治市(2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)及び越智郡上島町を除く。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	5
自家用電気工作物	40
水力発電所	8
火力発電所	14
風力発電所	0
太陽電池発電所	6

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	2,966
主任技術者選解任届出等	2,851
主任技術者免状交付関係	60
工事計画届出	53
使用開始届出	5
安全管理審査	69
電気関係報告規則関係届出等	623
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	260
電気保安功労者表彰	17

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	4
簡易ガス事業者	10
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
一般ガス保安規程届	1
一般ガス工事計画の届出	2
簡易ガス事業許可	0
簡易ガス特定ガス工作物変更届出	1
簡易ガス保安規程(変更)届出	4

簡易ガス主任技術者選解任届出	45
ガス消費機器設置工事監督者資格証 (再交付含む)	2
表彰関係 (四国支部長表彰)	4

(B) 高压ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
指定保安検査機関の指定	0
指定保安検査機関業務規程 (変更) 認可	0
認定 (完成・保安) 検査実施者変更届	12
高压ガス保安協会の調査立会	0
表彰関係 (四国支部長表彰)	3

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	4
製造施設完成検査	1
製造保安責任者等選解任届	1
製造施設保安検査	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	6
保安機関	7

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業所等変更届	7
販売事業所等承継届	2
販売事業者登録簿謄本交付	2
業務主任者等選解任届	13
保安機関の認定更新	4
一般消費者等の数の増加認可申請	3
保安業務規程変更認可	11
保安機関変更届	6

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況 (危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	5
石灰石	11
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	17
保安規程届出関係	5
選任・解任届出関係	93
災害月報等報告関係	237
保安図関係	16
法第 47 条報告関係	0
地方鉱山保安表彰関係	5
保安研修等関係	3

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況 (鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	16
石灰石	8
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
補助金関係	22
特措法関係	4

(c) 補助事業 (休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金)

項目	件数
対象鉱山数	2
義務者存在分補助金額	26,936
義務者不存在分補助金額	0

8. 7. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	5
自家用電気工作物	22
登録調査機関	3

水力発電所	10
火力発電所	3
風力発電所	1
太陽光発電所	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程（変更）等届出	15,531
主任技術者選解任届出等	2,43
主任技術者免状交付関係	171
工事計画届出	380
使用開始届出	37
定期安全管理審査	1
電気関係報告規則関係届出等	912
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	968
電気保安功労者表彰（部長）	12

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	7
簡易ガス事業者	23
ガス導管事業者	1
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	6
特定ガス工作物変更届出	33
保安規程（変更）届出	46
ガス主任技術者選解任届出	187
表彰関係（部長）	7
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	16

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	2
指定保安検査機関	1

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	27
危害予防規程の変更認可	8
国家公安委員会への通報	26
完成検査	14
保安検査	7
製造保安責任者等における	7

選任・解任届出の受理	
表彰関係（部長）	3

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	1
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
保安機関	15
販売事業者	6

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業所等変更届	94
業務主任者等選解任届	169
保安業務規程認可・変更認可	61

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
金属・非金属	9
石灰石	11
石油・天然ガス	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	4
保安規定届出関係	24
選任・解任届出関係	137
保安図関係	42
法第47条報告関係	0
表彰関係（部長）	14

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
金属・非金属	8
石灰石	0
石油・天然ガス	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	14
法第47条報告関係	0
補助金関係	66
特措法関係	26

(c) 補助事業

項目	件数/千円	
鉱山数	11	
補助金額	義務者存在	25,369
	義務者不存在	236,644

8. 8. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	0
自家用電気工作物	30
水力発電所	0
火力発電所	0
風力発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	668
主任技術者選解任届出等	584
主任技術者免状交付関係	14
工事計画届出	27
使用開始届出	3
定期安全管理審査	10
電気関係報告規則関係届出等	8
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	3
電気保安功労者表彰	5

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	1
簡易ガス事業者	10
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	0
特定ガス工作物変更届出	15
保安規程(変更)届出	14
ガス主任技術者選解任届出	56
表彰関係(大臣、所長)	2
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	0

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 主要業務処理状況

項目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1

表彰関係(所長)	1
----------	---

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	0
危害予防規程の変更認可	0
国家公安委員会への通報	0
完成検査	0
保安検査	1
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	0
表彰関係(所長)	0

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施(危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	0
石灰石	21
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	49
保安規程届出関係	11
選任・解任届出関係	54
災害月報等報告関係	1,012
保安図関係	84
法第47条報告関係	2
表彰関係(所長)	2

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況(鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	0
石灰石	1
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項目	円/件数
鉱山数	0
補助金額	0

(c) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	0
事故等報告関係	0
補助金関係	0
特措法関係	0